

平成 24 年 2 月 天理市自立支援協議会定例会

平成 24 年 2 月 21 日(火)午後 1 時 30 分～ 天理市役所 5 階 533 会議室

★ 参加者 34 名

1. 障害者相談支援活動報告(平成 23 年 10～12 月分)

① 支援内容別件数

	平成 23 年 10 月分		平成 23 年 11 月分		平成 23 年 12 月分	
	実日数	延べ回数	実日数	延べ回数	実日数	延べ回数
電話による相談	11	13	12	32	14	26
来所による相談	4	5	6	8	5	5
メールによる相談	0	0	0	0	0	0
家庭訪問	8	11	7	8	8	8
面談	5	6	6	6	5	5
他機関への同行	3	5	4	4	5	5
個別調整会議	0	0	5	5	2	2
連絡調整	13	48	11	22	2	2
その他	0	0	4	6	12	18
合計	44	88	55	91	53	71

② ニーズ別件数

	平成 23 年 10 月分		平成 23 年 11 月分		平成 23 年 12 月分	
	実日数	延べ回数	実日数	延べ回数	実日数	延べ回数
サービス利用	11	31	15	25	14	31
障害や病状	4	5	7	8	2	2
健康・医療	8	14	12	19	5	6
不安の解消・情緒安定	3	4	3	3	1	1
保育・教育	0	0	1	1	0	0
家族関係・人間関係	3	3	1	1	1	2
家計・経済	9	11	7	9	0	9
生活技術	0	0	0	0	2	2
就労	1	1	2	2	7	7
社会参加・余暇	1	1	1	1	0	0
権利擁護	0	0	0	0	0	0
その他	11	23	11	22	10	13
合計	51	93	60	91	42	73

③障害別実人数

	平成 23 年 10 月分	平成 23 年 11 月分	平成 23 年 12 月分
身体障害	1	4	4
知的障害	6	9	8
精神障害	11	11	12
発達障害	0	0	0
高次機能障害	0	0	0
その他	0	0	1
その他（重複）	1	1	3
合計	19	25	28

2. 天理市自立支援協議会の活動報告と提案

◆ 平成 23 年度定例会

11月22日(火) 午後2時15分～ 参加者 23名

<学習会>

「精神障害がある人の生活障害について」

講師:香月祐子 さん 地域活動支援センターこもれび施設長

2月21日(火) 午後2時15分～

<学習会>

「障害虐待防止法について」

講師:大野京子 社会福祉課障害福祉係 係長

● 平成 24 年度定例会(年 4 回予定)

5月22日(火)PM 8月16日(木)PM

11月20日(火)PM 2月14日(木)PM

● 専門部会

◆ 就労支援部会

1月19日(木) 天理わくわくショップ反省会

- * わくわくショップの振り返りを行った
- * 終了後、アンケートを実施(学生・事業所・その他 18人が回答)
- * 全体的に高評価が多いが、広報や展示の部分では課題が見つかった
- * 今後も秋頃を目標に「わくわくショップ」を開催する
- * 日程は大学の予定を考慮し早く準備を進めるため4月に企画会議予定

◆ 精神障害者部会

第4回 12月8日(木)午後1時30分～ こもれび 参加者 8名

- * ヘルパー向けの講習についての振り返りを行った
- * 当日は、ホームヘルパー、事業所責任者、教員、家族、行政などが参加。
- * もともと熱心に精神障害者へのホームヘルプ支援をしている事業所の参加がほとんどであり、全体に来てもらうことが難しかった
- * 広報の方法を見直し、これからも継続的に行なっていけるようさらに検討する

第5回 2月9日(木)午後1時30分～ こもれび 参加者 8名

- * 家族会向けの講演会を企画（精神部会と共同：7月の土日で）
- * 災害時の要支援者避難支援計画について
 - 登録対象者について
精神は1級手帳保持者のみ（対象者約15人）
2級の手帳保持者の一人暮らしの人に対するの対応が必要
 - 白川分院の状況
院内での対策が練られている最中だが、現在、通院患者、入院患者以外の被災者支援については検討していない
 - その他
中越地震の教訓を踏まえて、2～3カ月ごとに処方薬などの確認を行なっているヘルパー事業所もある
- * 次回は、講演会の周知方法、対象者など検討する

◆ 権利擁護部会

- * 平成24年10月から施行される「障害者虐待防止法」について学習を深める。

2月21日(火) 午後2時15分～

<学習会>「障害者虐待防止法について」

講師：大野京子 社会福祉課障害福祉係 係長

◆ こども部会

第2回 1月16日(月)10時～ 市役所 B31会議室 参加者 18名

- * サポートブックの活用について前回までの確認
- * 次回(2月28日)は様式の確認と周知について検討する

3. 第3期障害福祉計画について

アンケートのご協力ありがとうございました。25名(件)の回答がありました。
計画案は2月15日から3月16日までパブリックコメントを募集中
ホームページ等を参照してください

4. その他会議等

こども部会 2月28日(火)10:00～ 市役所131会議室

★討議課題を募集しています！いろいろな情報を教えてください！

「障害者虐待防止法」ができれば・・・

講師:大野京子 社会福祉課障害福祉係 係長

1. はじめに

- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
平成 23 年 6 月 24 日公布 平成 24 年 10 月 1 日施行
- 障害者虐待の定義
「障害者」とは・・・障害者基本法第 2 条第 1 項
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
「障害者虐待」とは・・・
 - ① 養護者による障害者虐待
 - ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③ 使用者による障害者虐待

2. 障害者虐待とは

- 障害者虐待の例
 - ① **身体的虐待**：殴る、蹴る、つねるなどで、裂傷や打撲などをおわす。本人の意に反し手足を縛る身体的拘束もある。
 - ② **心理的虐待**：脅迫や侮辱などの暴言や拒絶的な対応など著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ③ **性的虐待**：障害者にわいせつな行為をすること、又は障害者にわいせつな行為をさせること。
 - ④ **経済的虐待**：年金・預貯金・財産を横取りされたり、不正に使用されたり、売却されること。
 - ⑤ **ネグレクト（介護・世話の放棄・放任）**：生活に必要な介護の拒否、意図的な怠慢、必要な医療や食事、衣類や暖房の提供をしない、病気の放置など、生活上の不合理な制限、戸外への締め出しなど。
- 実際の虐待とは
差別と虐待のちがいは・・・対等な関係かどうか
「虐待」は保護されている関係の中でおこる

3. 障害者虐待の防止法における責務

- 国及び地方公共団体の責務
 - ・ 障害者虐待の予防・早期発見・防止
 - ・ 障害者の保護、自立支援
 - ・ 養護者の支援
 - ・ 関係機関と連携する体制整備
 - ・ 虐待防止専門員の人材確保、人材育成
 - ・ 通報義務等の啓発活動
 - ・ 虐待防止や虐待被害者支援の調査・研究
 - ・ 成年後見制度の利用促進

- 国民の責務
 - ・障害者虐待の防止、養護者の支援等についての理解を深める
 - ・虐待防止に関する施策に協力
 - 障害者福祉施設の設置者等の責務
 - ・障害者福祉施設従事者等の研修実施
 - ・障害者、家族からの苦情処理体制整備
 - ・虐待防止のための措置を講ずる
 - 使用者(雇用主)の責務
 - ・労働者の研修実施
 - ・障害者、家族からの苦情処理体制整備
 - ・虐待防止のための措置を講ずる
 - 学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者の責務
 - ・障害及び障害者理解を深める研修の実施
 - ・虐待防止のための措置を講ずる
4. 市町村・県の役割
- 障害者虐待防止法等に係る具体的枠組み
 - ①養護者による障害者虐待
 - 市町村・・・事実確認(立入調査等)、虐待の有無の認定、一時保護等
 - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - 県・・・監督権限等の適切な行使、措置等の公表
 - ③使用者による障害者虐待
 - 労働局・・・監督権限等の適切な行使、措置等の公表
 - 市町村(地方公共団体)の責務
 - ・障害者虐待の予防・早期発見・防止
 - ・障害者の保護、自立支援
 - ・養護者の支援
 - ・関係機関と連携する体制整備 etc.
 - ・障害者虐待防止法に基づいて虐待防止及び権利擁護に努める
 - ・市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たす
 - 市町村障害者虐待防止センター機能
 - ・障害者虐待の通報、届出の受理
 - ・障害者や養護者に対する相談、指導、助言
 - ・障害者虐待防止に関する広報や啓発活動
5. 相談支援事業者の役割
- 相談支援の中での気づき
 - ・相談内容に「虐待」という言葉が含まれていなかったとしても、内容として虐待が疑われるものがあれば、「虐待」と、とらえて聞き取る事が必要
 - ・困難事例の相談は注意が必要。不適切なケアが見え隠れする

- ・個人対応での見落としを防ぐために、組織として対応する
 - 障害者虐待の通報・相談の受付
 - 相談支援の中で「虐待かもしれない」「不適切な状況があるかもしれない」と感じたら、虐待対応に必要と思われる情報を聞き取る。
 - * 「体にあざが多く見られる」
 - * 「十分な食事が与えられていない」
 - * 「障害年金を保護者が生活費に充てている」
 - * 「職場で嫌がらせを受ける」
 - * 「障害者施設を訪問時に利用者から相談された」
 - * 「相談支援専門員自らが通報の対象となった」 等
 - 相談支援事業者の役割
 - ・指定相談支援事業者は虐待対応協力者
 - ・各種の相談を通して障害者虐待に気づき発見できる
 - ・相談支援専門員は虐待を発見した場合、市町村へ迅速に通報
 - ・事件後の支援計画の実施
6. 虐待の防止に向けた基本的な視点
- 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ
 - ・権利意識の啓発
 - ・障害者に対する理解を深める
 - ・介護知識の周知
 - ・家族(養護者)の負担軽減

◎リスク要因を低減
 - 虐待の早期発見・早期対応
 - ・地域関係者との協力、連携
 - ・住民へ障害者虐待への周知
 - ・自立支援協議会とのネットワーク構築
 - ・夜間、休日の相談体制の充実
 - ・緊急保護への体制整備

◎今あるネットワークを活用する
 - 関係基幹の連携・協力によるチーム支援
 - ・客観性確保のため複数で対応
 - ・組織的な対応が必要
 - ・様々な要因で起こる虐待に対応するため多くの関係者の支援が必要

◎対応できる仕組みを整える

7. おわりに

- 障害者虐待の判断にあたっての基本的視点

- ・障害者に対して虐待している自覚がない
- ・障害者の特性から虐待されている自覚がない
- ・客観的事実を確認して本人の支援をする

- ★どこでも虐待の芽は生まれる

- 虐待を否定する心理の形成

- 絶対にしてはいけない → 虐待起きたら大変 → 起きるはずがない
 - 絶対に虐待はない

- 虐待をエスカレートさせない

- 感性、謙虚さ、風通しの良い職場

- おわりに

- * 虐待はどこでも起きる可能性があります！
- * もしかしたら・・・障害者は心の痛みを隠していたり、苦痛を感じているかもしれません。必死に何か訴えているかもしれません。
- * みんなで協力して虐待の芽を摘みましょう！
- * そして、みんなで支えあう仕組みをつくりましょう！